償却資産　補足資料

１．償却資産とは



工場や商店などの経営、駐車場やアパートの貸し付け、太陽光発電設備の所有など、事業を行う個人・法人が所有している、「事業の用に供することができる資産」をいいます。

償却資産は、以下のように「対象となるもの」と「対象とならないもの」があります。（地方税法第３４１条第４項）

※　対象となるもの（具体例）

★構築物　　：　駐車場舗装、アパートの外構工事、堆肥舎、ビニールハウス
★機械及び装置：　太陽光発電設備、高圧洗浄機、梱包機、乾燥機、コンプレッサー
★器具及び備品：　医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット等）、エアコン、理容・美容機器、パソコン、コピー機、防犯カメラ　　など

※　対象とならないもの

①　土地や家屋（固定資産税の課税対象）　②　無形固定資産（ソフトウェアなど）
③　取得価額 10 万円未満で一時損金・必要経費に算入された少額償却資産
④　取得価額 20 万円未満で事業年度ごとに３年間で一括償却する一括償却資産
⑤　自動車税または軽自動車税の課税対象となる車両　　など

２．償却資産の申告について

対象者 （だれが）	償却資産を所有する個人及び法人 ※　農業、アパート経営、建築業、サービス業、など業種を問わず
対象客体 （なにを）	益城町内に所有している償却資産 ※　農機具、アパート外構、太陽光発電設備、パソコン、医療機器　など
賦課期日 （いつの時点の）	毎年１月１日
提出期限 （いつまでに）	毎年１月３１日　（休日の場合は、翌開庁日）
税　額	**対象資産の課税標準額すべての合計　×　１．４％** ※対象資産の課税標準額すべての合計が**１８０万円未満**の場合、「免税点」となり、課税されません。
提出先	益城町役場　税務課　固定資産税係

１月１日現在で償却資産を所有する個人・法人は、毎年１月３１日までに**償却資産の所在する市町村長**に申告をする義務があります（地方税法第３８３条）。

３．償却資産の調査について

償却資産申告内容の前年度比較、関係課との連携や現地調査などにより、内容確認や無申告者に対する調査を随時行っています。また、地方税法第３５４条の２の規定に基づき、税務署調査（国税関係書類の閲覧）も行っています。

上記の調査により、無申告・虚偽の申告が判明した場合は過料または罰金刑を科し、未申告期間については追加徴収を行うこともあります。必ず適切な申告をしてください。

４．申告書について

申告書は、「償却資産申告書」と「種類別明細書」に分かれています。必要事項を記入し、提出をお願いします。また、地方税ポータルシステム（エルタックス）による申告も受け付けています。ぜひご活用ください。

※ 申告書は、**押印不要**です。
※ 資産が無い場合、**備考欄に「資産なし」と記入**し、提出してください。



